

【例題】 計画被ばく状況における汚染した物の搬出のためのガイドライン

【例題 1】

本ガイドラインの対象となる「汚染した物」とは、何を指すのでしょうか。具体名を教えてください。

【回答 1】

固体状のものであって、搬出時において再利用、再使用することが正当化される有価物で、具体的には、車両、機材及びその他の物品です。ただし、食料品は除きます。

【例題 2】

本ガイドラインの対象となる「搬出」とは、具体的にどこからの搬出を指すのでしょうか。

【回答 2】

放射線管理区域からの搬出を指します。

【例題 3】

本ガイドラインの解説に示された表面汚染サーベイメータ指示値の一例を用いて、現場の搬出管理を行っても良いのでしょうか。

【回答 3】

本ガイドラインでは、敢えて現行法令とは別の独自の視点から、ICRP の勧告や学会の存立基盤である学術的な知見をベースにして、汚染した物の搬出の可否の判断規準を提示しています。現行の原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づく放射線管理区域から搬出しようとする物品については、本ガイドラインの解説で述べているように、表面密度限度の十分の一（物品搬出基準）を超えている場合にはみだりに持ち出してはならないと定められていますので、本ガイドラインの解説に示された表面汚染サーベイメータ指示値の一例を適用できないことに注意が必要です。

他方で、この指示値の一例は、年実効線量 0.01 mSv オーダーまたはそれ以下という免除やクリアランスを判断する際の線量規準から誘導されたものであり、原子力安全委員会の「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方（平成 23 年 6 月 3 日）」で示されたクリアランスレベルを準用した再利用の考え方に沿ったものです。したがって、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号）の下にある区域からの搬出には適用可能と考えられます。

【例題 4】

本ガイドラインに従って汚染物品を搬出した場合、その後の産廃業者の測定で汚染が検出されることが考えられますが、問題ないのでしょうか。

【回答 4】

本ガイドラインは有価物の搬出を対象としており、直接産廃業者に持ち込まれることはありません。しかし、有価物として再使用した後に産廃業者に持ち込まれる可能性はありますが、産廃業者の汚染検出レベルは空間線量率の指示値 ($\mu\text{Sv/h}$) で設定されており、解説に示した指示値の一例のレベルで汚染した物品による空間線量率を保守的な仮定で評価しても、通常の測定方法であれば、産廃業者の汚染検出レベルをほとんど超えることはありません。

【例題 5】

国際原子力機関 (IAEA) の国際基本安全基準 (BSS) では、免除やクリアランスの線量規準として、現実的なシナリオやパラメータの場合には年間 0.01 mSv オーダーとし、シナリオやパラメータの発生確率が低い場合には年間 1 mSv としています。本ガイドラインではどうなのでしょう？

【回答 5】

汚染した物から受ける被ばくは、発生頻度が低確率ではなく現実的なものであるため、本ガイドラインでは搬出可否の判断規準を年実効線量 0.01 mSv オーダーまたはそれ以下と規定しました。なお、解説に示した指示値の一例についても、IAEA BSS で示された現実的なシナリオやパラメータの場合に適用された年間 0.01 mSv オーダーの線量規準に基づいて導出されています。